

## 安心のキャンセル料80%補償！「旅行キャンセル見舞金」について

### はじめに

お客様は、国内募集型企画旅行条件書に定める取消料を当社にお支払いいただき、旅行契約を解除することができますが、その際に発生する取消料は、旅行開始日に近づくほど高額になってしまいます。

「お子様の急な発熱」や、「ご旅行に参加しないご家族の急な入院」等、予期せぬ事由で急遽ご旅行に行けなくなった時に、取消料の一部でも戻ってほしい、また、取消料が心配で旅行の申込みに踏み出せない・・・という多くのお客様の声にお応えし、この夏、当社では、お客様に安心してご旅行にお申込みいただけるプランをご用意いたしました。

### 旅行キャンセル見舞金のしくみ

下記に定める事由により、お客様がやむを得ずご旅行を取消される場合も、ご旅行条件書に定める取消料は収受いたしません。

その上で、必要書類のご提出をいただき、下記事由に基づきお見舞金のお支払い事由に合致すると当社が判断した場合に、「旅行キャンセル見舞金」として、お客様に取消料の80%相当額をお支払いいたします。(取消料との相殺はできません)  
詳しくは下記以降の規程をご確認ください。

### お支払事例

#### ①旅行者の病気やケガによる通院・入院

※旅行キャンセル見舞金規程  
第二条 (1) ①②適用

例えば・・・お子様が発熱!  
旅行には行きたいけど、  
高熱だから心配・・・



#### ②ご家族の病気やケガによる入院

※旅行キャンセル見舞金規程  
第二条 (1) ③適用

例えば・・・遠方に住んでいる  
おばあちゃんが、転んで骨折!  
お見舞いに行きたいから  
旅行は延期しようかな。



#### ③旅行者・旅行者のご親族の死亡

※旅行キャンセル見舞金規程  
第二条 (1) ④⑤適用

## 「旅行キャンセル見舞金 規程」

(2020年4月吉日 (株)近畿日本ツーリスト関西 関西国内企画センター)

### 第1条 (用語の定義)

本規程における次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
旅行者	対象旅行への参加を予定している者をいいます。
対象旅行	関西発 ファミリゾート沖縄をいいます。
対象旅行契約	対象旅行について当社が旅行者と締結する契約をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	医師等による治療が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。

### 第2条 (旅行キャンセル見舞金をお支払いする場合)

(1) (株)近畿日本ツーリスト関西(以下「当社」といいます。)は、旅行者が次のいずれかの事由に該当し、対象旅行をキャンセルした場合に、その旅行者本人(以下「本人」といいます。)に係るキャンセル料の負担について、本人(④については本人の相続人)に対しお見舞金をお支払いいたします。

#### ①【旅行者の、病気やケガによる入院】

旅行者が、疾病または傷害を被り、これを直接の原因として、対象旅行の出発日の時点で入院していること、または対象旅行の出発日の20日前から出発日の前日までの間に3日間以上入院していること。

#### ②【旅行者の、病気やケガによる通院】

旅行者が、疾病または傷害を被り、これを直接の原因として、対象旅行の出発日、その前日またはその翌日のいずれかに通院すること。(但し、ご旅行キャンセルの直接の理由とならないと当社が判断した場合は除きます。)

#### ③【ご家族の、病気やケガによる入院 ※ご旅行への参加・不参加は問いません】

旅行者の配偶者または1親等の親族(親・子・子の配偶者・配偶者の親)が、対象旅行の出発日の時点で入院し、旅行者の看護・介護を必要としていること。

#### ④【旅行者の死亡】

旅行者が、対象旅行の申込みから参加までの間に死亡すること。

#### ⑤【旅行者のご親族の死亡】

旅行者の2親等以内の親族が、旅行者による対象旅行の申込みから参加までの間に死亡すること。

(2) 当社は、(1)の場合に、本人以外の旅行者(以下「同行者」といいます。)も対象旅行をキャンセルしたときは、その同行者に係るキャンセル料の負担について、その同行者に対しお見舞金をお支払いいたします。

ただし、本人とその同行者が、配偶者または1親等(親・子・子の配偶者・配偶者の親)の親族でない場合(友人等)で、

かつ、(1) ①から⑤までのいずれかの事由に該当した人数が対象旅行契約の旅行者の半数に満たないときを除きます。

### 第3条（旅行キャンセル見舞金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、次のいずれかの事由に起因して第1条（旅行キャンセル見舞金をお支払いする場合）①から⑤までの事由が生じた場合は、お見舞金をお支払いしません。

- ① 旅行者またはその親族の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
  - ② 旅行者またはその親族が次のいずれかに該当する間に生じた事由
    - ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
    - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
    - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
  - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑧ 医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）による裏付けのない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状。
- (2) 当社は、対象旅行の契約時点で発生していた疾病または傷害を原因として旅行者が対象旅行をキャンセルした場合は、お見舞金をお支払いしません（その疾病または傷害が急激に悪化したことにより旅行者が対象旅行をキャンセルした場合を含みません。）。

### 第4条（旅行キャンセル見舞金の額）

当社がお支払いするお見舞金の額は、対象旅行をキャンセルする旅行者1名につき、国内募集型企画旅行条件書に基づき旅行者が負担する取消料の80%とします。

### 第5条（旅行キャンセル見舞金の適用範囲）

第4条（旅行キャンセル見舞金の額）の「取消料」とは、旅行本体の取消料をいい、別料金（別予約）でお申込みいただくオプション（レンタカー、食事、体験メニュー等）の取消料は含まれません。  
また、一部のお客様の取消による取消料は適用となりますが、その際に他の参加者の旅行代金が上昇する場合、その上昇分は適用対象外となります。

### 第6条（旅行キャンセル見舞金の請求）

- (1) 旅行者が、上記のお見舞金のお支払事由に該当し、当社に対し旅行キャンセル見舞金を請求する場合は、旅行取消の際に、旅行キャンセル見舞金適用の旨をお申し出ください。その際に所定の見舞金請求書をお渡しいたします。  
対象旅行の出発日からその日を含めて20日以内に、必要事項をご記入いただいた見舞金請求書、および次の書類を当社にご提出いただきます。※すべて原本が必要です。コピーは不可となります。
- ① 第1条（旅行キャンセル見舞金をお支払いする場合）(1) ①によるキャンセルの場合は、病院または診療所の入院証明書類
  - ② 第1条(1) ②によるキャンセルの場合は、医師の診断書
  - ③ 第1条(1) ③によるキャンセルの場合は、病院または診療所の入院証明書類および旅行者と親族の関係を証明する書類
  - ④ 第1条(1) ④によるキャンセルの場合は、死亡診断書または死体検案書
  - ⑤ 第1条(1) ⑤によるキャンセルの場合は、死亡診断書または死体検案書および旅行者と親族の関係を証明する書類
- (2) お見舞金の請求内容について、第1条（旅行キャンセル見舞金をお支払いする場合）に該当しないことまたは第3条（旅行キャンセル見舞金をお支払いしない場合）に該当することの疑義がある場合は、当社は、旅行者に対し必要な調査を行うことがあります。
- (3) 旅行者またはその相続人が(1)の書類を提出しなかった場合、または(1)の書類に知っている事実を記載しなかった場合もしくは不実の記載をした場合は、当社はお見舞金をお支払いいたしません。
- (4) 旅行キャンセル見舞金のお支払いは、必要書類をご提出いただいた日から、14日前後かかります。但し書類不備や医療機関への確認が必要な場合には追加日数を要する事があります。

### 第7条（個人情報の取扱い）

当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」といいます。）は、業務上必要とする範囲で個人情報（医師の診断書等、特定の機微な情報も含みます）を取得します。また、取得した個人情報の一部を、お見舞金のお支払いにあたり東京海上日動火災保険株式会社に提供することがあります。  
取得した個人情報が、このお見舞金制度の提供以外の用途で使用されることは一切ありません。  
個人情報の取扱いについては、弊社ホームページも併せてご参照ください。

(<http://www.knt.co.jp/keiki/privacy1.html>)